

第4回情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会

論点整理案について

2018/3/23

検討会 事務局

情報信託機能第3回検討会（2 / 23）の論点①

（論点①）

■ 民間団体による認定は事業者単位か？それともサービス単位か？

（第3回検討会における発言）

- 認定をとったある事業者が別の領域で(情報信託機能を使った)サービスを開始した場合、新たに認証をとる必要はあるか？例えば、ウーバーイーツとウーバーはまったく異なるサービスではないか？審査基準にサービス固有のことも必要か。
- 認定は、事業者ごとか、サービスごとなのか。

（整理の方向性）

- シェアリングエコノミーの認証はサービス単位。(サービス単位で審査する利用規約等が異なる。)
- プライバシーマークの付与は法人単位。サービス領域が拡大した場合は、法人としてのプライバシーマークの使用は中断せず、次の更新期間に向けて追加の審査を行う。(主な審査項目である「JIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステム」については厳密には取り扱う個人情報によって異なる可能性はあるが、柔軟な運用としている。)
- 情報信託機能の場合は、認定基準に、経営条件、セキュリティ条件、ガバナンス条件をおいており、それらの達成状況は事業者単位で判断されるケースが多く、サービス内容によってその基準に変更があるとは想定されないこと、損害賠償請求時対応能力なども基準含めていることから、原則**事業者単位での認定**としてよいのではないか？ただし、比較的経営規模の大きな法人などで複数の異なるセクションで異なる事業を行っている場合は、セキュリティ基準等一部の認定基準の審査の対象は情報信託機能を使った事業に係る範囲となるのではないか？(その場合、事業者は申請の対象となる事業の部分を明確化すること)
- また、認定団体と認定事業者の間で、認定されたときの事項に大きく変更があった場合(一の法人が異なる情報システムを使って異なるサービス名称の情報信託機能を使ったサービスを行うなど)の手続きを決めておくことが必要ではないか？

情報信託機能第3回検討会（2 / 23）の論点②

（論点②）

- モデル約款において記載すべき事項として整理中の「情報銀行が担うべき義務」について、認定基準としても明示すべきではないか？
- 機能の有無を明示するだけでよいのか？それとも具体的な対応までも明記すべきか？

（第3回検討会における発言）

- 第三者提供の再提供の禁止や提供先第三者との契約締結などは、モデル約款に書くだけではなく、認定基準に明記すべき。
- 自らの情報の利用履歴の閲覧やコントロールできる機能の有無の明示ではなく「ある」とすべき。
- 認定基準が厳しければ厳しいほど、マネジメントコストが高くなり、現在のマーケティング市場の観点から、採算がとれるのか。第三者提供について、設計する事業者、実施する事業者を禁止してしまうのはどうか。
- 約款だけでもできることを、より信頼してもらうために認定基準を策定していると考えている。産業界側のニーズと、消費者利益のバランスをよく考えることが重要。

（整理の方向性）

- モデル約款において情報銀行の義務として記載する事項については認定基準としても明示すべきではないか？（個人情報の第三者提供を行う場合、当該提供先からの再提供は禁止する等）
- コントロールできる機能については、情報銀行側のコストと消費者側のニーズを踏まえ、情報銀行は利用履歴の閲覧（情報がどこに提供されたのか）とオプトアウトの機能（個人から委任された個人情報の撤回）を提供すべきではないか？詳細な利用履歴（提供したデータそのものや提供日時）の閲覧や特定の情報の撤回、その他データポータビリティの機能等については、情報銀行が提供する場合には消費者に分かりやすく説明すべきではないか？

[モデル約款及び認定基準（情報銀行の義務）の記載案]

個人が情報銀行に委任した情報の取り扱いについてコントロールできる下記の機能を有すること

その他の機能（例：データポータビリティ機能など）があれば、それを示すこと

- ・自らの情報がどこに提供されたのかの履歴を閲覧する機能
- ・利用者が情報銀行へ情報提供をしない旨の意思表示又は自らの情報の撤回をする機能

情報信託機能第3回検討会（2 / 23）の論点③

（論点③）

- 提供先第三者に起因して損害が発生した場合の損害賠償責任についてどのように考えるか。

（第3回検討会における発言）

- モデル約款で過失責任の記載があるが、「事項を明示すること」のみとすると、例えば過失があっても免責されるのは問題。明示しているからよいということではない。
- 法令を順守するというのが当然の前提であり、情報銀行の責任の免除については消費者契約法上制限がかかる。
- 情報銀行や提供先第三者に過失がなかった場合や不可抗力の場合は、民事上は損害賠償責任を問うことはできない。情報信託機能の提供にあたって安心ですとあって重い責任を持たせることもできるし、単なるマッチングだとして限定した責任とすることもできるし、情報銀行と個人の契約による。
- 本当に事業者は使うのかどうかという指摘もあり、民間の自主規制と消費者の安全安心をどうバランスとるのが重要。
- 消費者の権利を守るのは大前提であるが、約款の損害賠償請求について、場合によって免責される可能性があるのではないか。単なる情報仲介機能の場合など免責が考えられる場合もあるのではないか。

（整理の方向性）

- 情報銀行や提供先第三者に過失がなかった場合や不可抗力の場合は損害賠償責任を問うことはできない。なお、消費者契約法に違反する責任減免等の契約条項は無効になることから、認定基準に「消費者契約法を遵守すること」を盛り込む
- 個人情報や第三者提供するという情報信託機能の性質に鑑み、消費者契約法など法令を遵守した適切な対応をするという観点から、情報銀行と提供先第三者の契約に、提供先第三者に帰責事由があり損害発生した場合には提供先第三者が損害賠償責任を負うということを明記する（情報銀行は損害賠償を含む提供先第三者に関する相談も受け付ける）
- （上記契約をしなかった場合）個人と情報銀行の約款に、第三者提供先に帰責事由があった場合には、情報銀行が損害賠償を負うということを明記する。（情報銀行は第三者提供先に求償する。）